

(変更1回) 契 約 変 更 の 内 容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 6 月 5 日
契 約 業 者 名	復建調査設計株式会社 松江支社
契 約 業 者 の 住 所	島根県松江市西嫁島一丁目2番33号
業 務 の 名 称	境港外港昭和南地区工事影響調査
業 務 場 所	鳥取県境港市昭和町地先及び竹内団地地先
業 務 区 分	測量・調査業務
業 務 概 要 (変 更 し た 内 容)	積算基準及び損料算定基準の改定
履 行 期 間 (自)	令和 8 年 3 月 1 2 日
履 行 期 間 (至)	令和 8 年 6 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	5, 7 8 6, 0 0 0 円 (税 込 み)
変 更 金 額	2 5, 7 1 5 円 (税 込 み)
変 更 後 の 契 約 金 額	5, 8 1 1, 7 1 5 円 (税 込 み)
変 更 理 由	別紙変更理由書のとおり

変 更 理 由 書

1. 業 務 名 境港外港昭和南地区工事影響調査
2. 履 行 期 間 令和8年3月12日～令和8年6月30日
3. 業 務 料 当 初 5,786,000
4. 変 更 理 由

本業務は、境港外港昭和南地区岸壁（－12m）の工事施工中における影響を把握するため、水質監視調査を実施するものである。

1) 業務契約書第58条による業務料の変更

本業務は、令和8年3月12日付けをもって 復建調査設計株式会社 松江支社 執行役員支社長 青木 順と契約締結したところであるが、「令和8年3月より適用する「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」に係る取扱いについて」（令和8年2月27日付け）により決定された事項について、今般、業務契約書第58条による業務料の変更の協議について請求があったため、業務料の変更を行う。